

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

1 相談体制

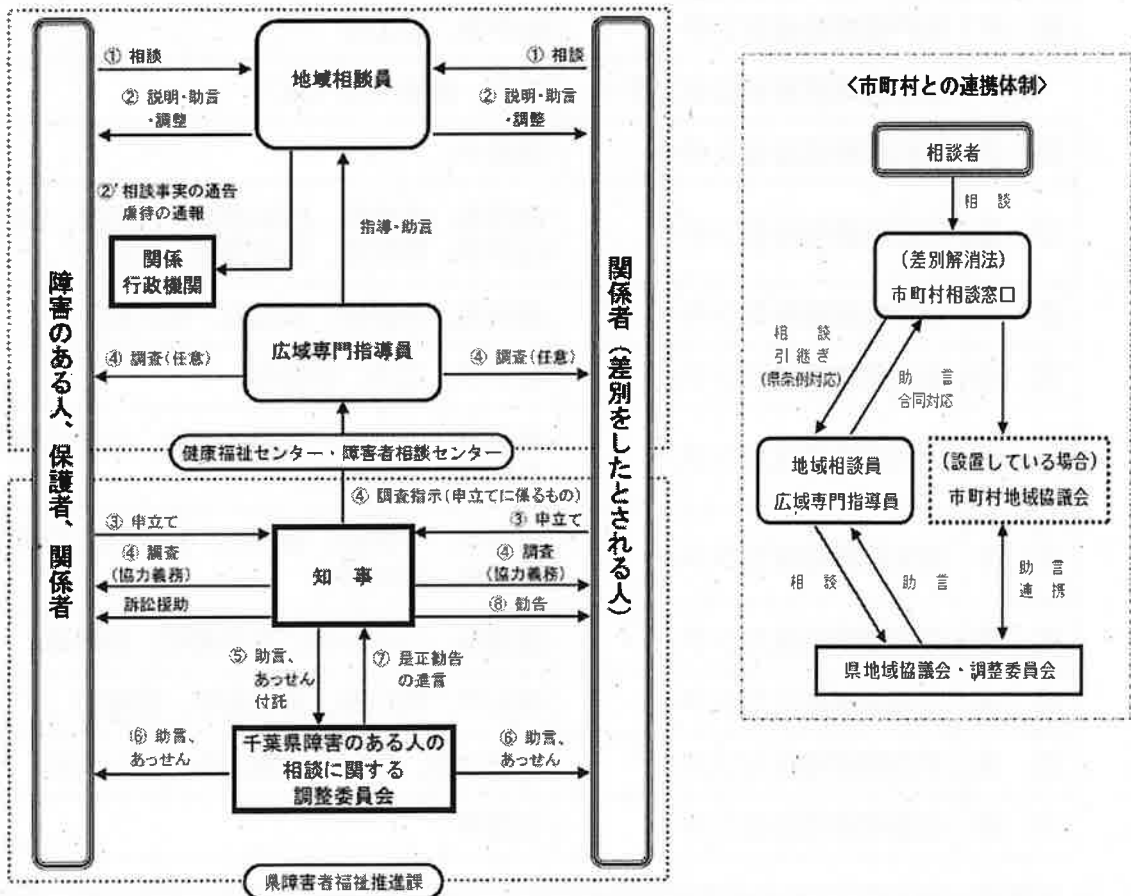
障害者条例における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内511人の地域相談員と、相談活動を総括する16人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんと重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害者福祉推進課共生社会推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害者福祉推進課共生社会推進室に専用相談電話を設置しているほか、FAXや電子メールによる受け付けも行った。

さらに、差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じて助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(参考)

(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (令和5年3月1日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	73	野田	18	夷隅	16
船橋	20	印旛	62	安房	30
習志野	26	香取	22	君津	33
市川	26	海匝	27	市原	30
松戸	37	山武	34		
柏	24	長生	33	合計	511

(2) 広域専門指導員の配置状況 (令和5年4月1日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

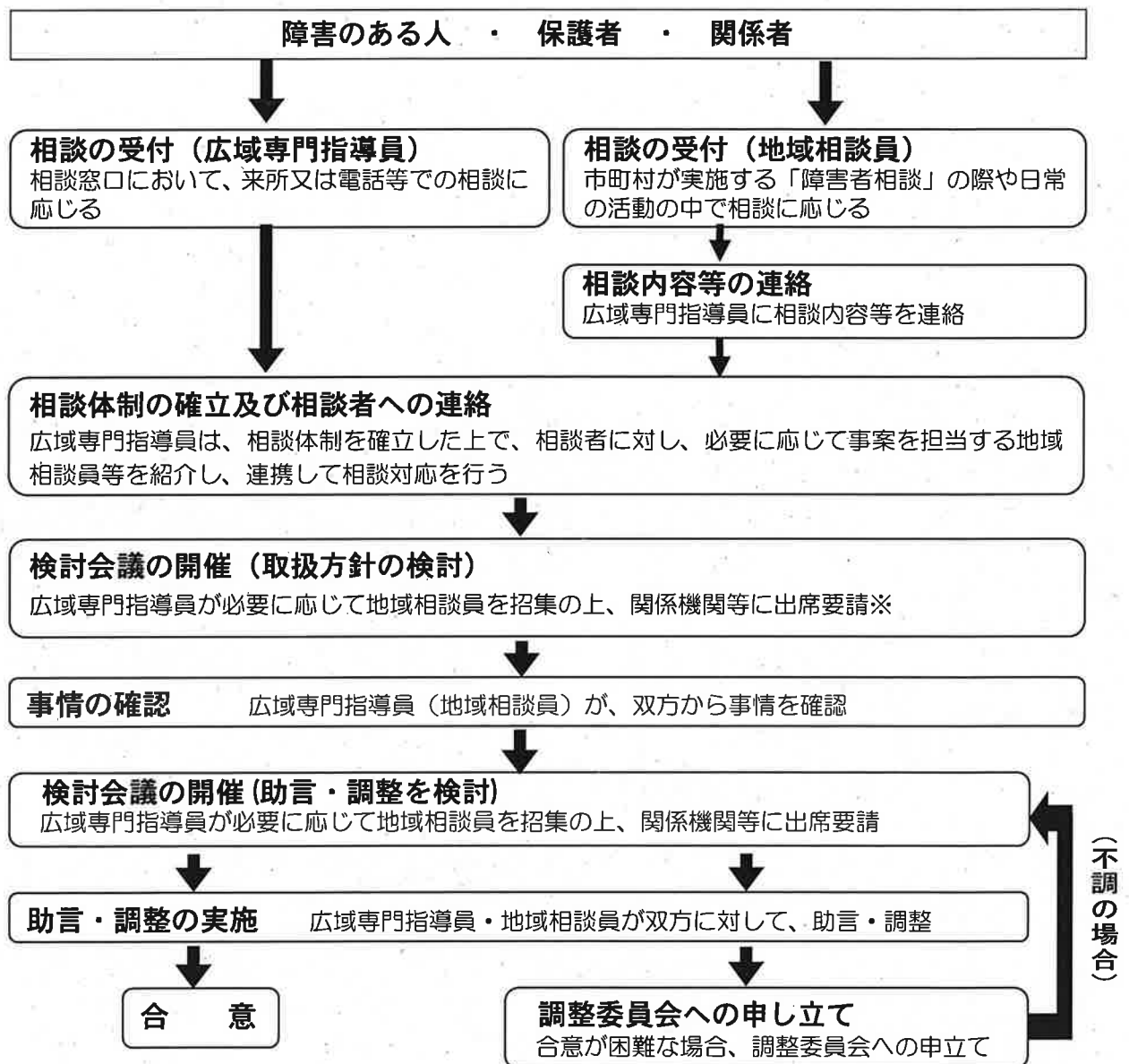
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

1 地域相談員の業務内容

- (1) 相談事案について、対応方針の検討、会議への出席、関係者への説明・助言及び関係者間の調整などの活動を、広域専門指導員と共に行っていただきます。
- (2) 本条例による解決がふさわしいと思われる相談を自ら受けたときに、広域専門指導員に連絡していただきます。
- (3) 地域相談員研修会等へ出席していただきます。

2 任期

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

3 謝礼

条例に基づく相談活動に従事した日1日につき2,000円

(県職員が地域相談員を兼ねる場合は、旅費を実費額分支給することとします。)

4 地域相談員に関する条例の規定

(その他の相談員)

第14条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第30条第1項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 (略)

第30条 (略)

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 (略)

3 (略)